

美咲町公告第 9 2 号

美咲町ホームページリニューアル業務に係る公募型プロポーザル実施要領を次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

美咲町長 青野 高陽

美咲町ホームページリニューアル業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

美咲町ホームページリニューアル業務委託

2 業務の目的

本町は、ホームページの全面的な再構築を実施することにより、利用者の利便性向上を念頭に置いた情報分類、デザイン刷新、機能を強化することなど、利用者が見やすくわかりやすいサイトにリニューアルする。また、使いやすい CMS を導入して職員の運用負担を軽減し情報発信力を強化することにより、住民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 上限提案価格

(1) 初期構築費 (契約締結日から～令和 8 年 3 月 3 1 日)

上限額 12, 100, 000 円以内 (消費税および地方消費税を含む)

(2) 保守運用費用 (令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 3 1 日)

上限額 (5 年間) 11, 000, 000 円以内 (消費税および地方消費税を含む)

※保守運用費用は、今年度初期構築とは別途契約とする。

5 業務内容等

本業務に係る業務内容等については、別紙「美咲町ホームページリニューアル業務仕様書 (以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

6 守秘義務

受託者は、業務委託の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、契約が終了又は解除された後においても同様とする。委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合、「個人情報取扱特記事項」

を遵守しなければならない。

7 公募方法

受託に係る実施体制、業務に対する取組意欲やホームページリニューアルの企画・構成、デザイン等に関する提案書の提出を求め、プレゼンテーション及び提案書の審査により、業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため公募型プロポーザル方式を採用する。

8 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者を有資格者とする。

- (1) 美咲町物品等調達業者競争入札参加資格要領（平成22年美咲町告示第47号）に規定する入札参加資格者であり、営業品目分類表中「業種分類：情報・企画」で、参加表明書提出期限の令和7年7月17日（木）までに登録を受けており、平成27年度以降、官公庁、国立学校、公立学校、学校法人のホームページ構築実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本町から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）及び市区町村税（法人市町民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に関わる必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) CMS 機能要件一覧(別紙 1 - 1)の必須項目に『×』がないこと。

9 実施スケジュール

(1) 募集及び選定スケジュール

項目	日程
1. 公告	令和 7 年 7 月 7 日 (月)
2. 質問の受付期間	令和 7 年 7 月 25 日 (金) 17 時まで【必着】
3. 質問の回答	令和 7 年 7 月 28 日 (月) まで (随時)
4. 参加表明書の提出期限	令和 7 年 7 月 17 日 (木) 17 時まで【必着】
5. 参加資格審査結果の通知	令和 7 年 7 月 18 日 (金)
6. 参加表明後の辞退届提出期限	令和 7 年 7 月 31 日 (木) 17 時まで【必着】
7. 企画提案書の提出期限	令和 7 年 8 月 1 日 (金) 17 時まで【必着】
8. 審査 (プレゼンテーション) 予定日	令和 7 年 8 月 8 日 (金) 13 時～17 時の間
9. 審査結果の通知・公表	令和 7 年 8 月 12 日 (火)

※日程は前後することがあります。

(2) 参加手続き

ア 参加申込

本プロポーザルに参加の意思のある者は、書面により郵送（書留郵便等追跡調査が可能なもの）で、以下のとおり参加申し込みをすること。なお、郵便物には赤字で「美咲町ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル参加表明書在中」と明記すること。

・ 参加申込に係る提出書類

No.	提出書類	提出部数	備考
①	プロポーザル 参加表明書	1 部	様式第 1 号
②	参加資格に関する 申立書	1 部	様式第 2 号
③	履行実績書	1 部	様式第 3 号
④	会社概要	1 部	任意様式 ※会社名、従業員数、事業内容、実施業務 分野等が記載されたパンフレット等の資料 で代替可
⑤	CMS 機能要件一 覧	1 部	別紙 1 - 1
⑥	データセンター 要求仕様一覧	1 部	別紙 1 - 2

・参加表明書提出期限

令和7年7月17日（木）17時まで【必着】

提出先：美咲町役場理財課

・参加表明後の辞退届提出期限

令和7年7月31日（木）17時まで【必着】

郵送（書留郵便等追跡調査が可能なもの）により辞退届（様式第4号）を提出する。

なお、郵便物には赤字で「美咲町ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル辞退届在中」と明記すること。

提出先：美咲町役場理財課

イ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、令和7年7月18日（金）に参加表明書に記載の電子メールアドレスへ通知する。

ウ 質問の受付及び回答

本件に関する質問の受付及び回答は次のとおりとする。

- ・ 質問は、様式第5号により、電子メールで以下のメールアドレスへ送付する。
- ・ 電子メールの件名は、「美咲町ホームページリニューアル業務公募に関する質問（会社名）」とする。なお、電話での質問は一切受け付けない。
- ・ メールアドレス：nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp（美咲町役場理財課）
- ・ 質問内容は、提案書作成、提出に必要な事項に限るものとし簡潔にまとめること。なお、評価及び審査に係る質問は受け付けない。
- ・ 質問の受付は、令和7年7月25日（金）17時までとする。
- ・ 回答方法は、令和7年7月28日（月）までに当町ホームページに質疑とそれに対する回答を随時掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

エ 企画提案書等の提出

- ・ 仕様書を熟読のうえ、企画提案書を作成すること。
- ・ 提出するものは下記のとおりとする。

No.	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案書	正本1部、副本8部 CDデータ1部	別紙、仕様書に定める業務内容を盛り込んだものとする。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型（一部 A3 版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。 ただし、副本には企業名を入れない。
②	見積書	1部	○令和7年度リニューアル構築費用 様式第6号及び様式第6号別紙 ○運用保守費用（令和8年4月1日から5年間） ・ 様式第7号及び様式第7号別紙

			(構築費用と運用保守費用それぞれの内訳がわかる見積書とし消費税及び地方消費税を含める。)
--	--	--	--

- ・ 提出方法について

持参又は郵送（書留郵便等追跡調査が可能なもの）。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、郵便物には赤字で「美咲町ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

- ・ 提出期限 令和7年8月1日（金）17時まで【必着】

- ・ 提出先 美咲町役場理財課

10 公募型プロポーザルプレゼンテーションの実施

（1）予定日・場所

令和7年8月8日（金）にプレゼンテーションを実施するものとする。

プレゼンテーションの会場等の詳細は、後日、参加者ごとに通知するものとする。

（2）プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションの時間は、企画提案書の説明を45分以内とし、その後の質疑応答を15分程度とする。

ウ プレゼンテーションの実施にあたり使用する機材等（PC等）は、提案者で準備するものとする。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本町で用意するものを使用し、て構わない。

エ 当日の資料追加は認めない。

オ プレゼンテーションは非公開とする。

カ CMSを確認するため、参加資格結果通知からプレゼンテーション実施日までに、実際にCMSを編集する職員が使用できるCMSデモ環境を提示し操作説明を行うこと。なお、詳細については、後日、参加者ごとに通知するものとする。

- ・ デモ環境提示期間：7月22日（火）～8月6日（水）

- ・ 操作説明（リモート可）：7月29日（火）または7月30日（水）9時～16時の間

※CMSのデモ実施に伴い職員アンケートを実施する。アンケート結果は、11 審査（2）審査項目及び配点における「CMS」の配点に反映する。

11 審査

（1）審査方法

ア 美咲町ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づく審査委員会により審査を実施する。

イ 個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申立ては一切認めない。

ウ 審査委員において審査を行い、最高点となった事業者を優先交渉権者とし、次に高い事業者を次点交渉権者として選定する。なお、最高得点者が複数の場合は、価格評価点が高

い者から選定する。

また、審査の合計得点が、審査基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は選定の対象としない。

エ 審査結果は、令和7年8月12日（火）に公布するとともに美咲町ホームページに掲載する。

（2）審査項目及び配点（合計点：180点）

ア プレゼンテーション（配点：160点）

No	項目	内容・視点	点数
1	会社情報	類似ウェブサイトのリニューアル実績があり、それを活かすことができるか。	10
		業務を確実にできる能力を有する人材とサポート体制が整っているか。	
2	CMS	提案CMSは、基礎自治体のホームページでの導入実績はあるか。	45
		専門的な知識を持たない職員でも容易にページを作成できるシステムであるか。※	
		画像添付が、簡単な操作で編集がしやすいものか。※	
3	サイト構成	本町の現行サイトを分析し、リニューアルの目的を把握しているか。	75
		閲覧者の行動を考慮し、閲覧者が目的の情報に容易にたどりつくことができるようなサイト構成、カテゴリ分類、導線設計が可能か。	
		多様なモバイル端末（主にスマートフォン）で見やすい工夫がされているか。	
		閲覧者が見やすく求める情報に簡単にたどり着くことができるデザインとなっているか。	
		デザインやレイアウトに工夫があり、本町を魅力的にイメージできるデザインとなっているか。	
4	問題時の対応	災害時の情報発信はシンプルでわかりやすいものとなっているか。（災害専用トップページへの切り替え方法を提示しているか。）	10
		システムに障害が発生した場合の復旧時間や連絡体制など保守範囲は十分か。	
5	独自提案	有益かつ創意工夫（独自性、先進性等）のある実現可能な提案があるか。	20
点数合計			160

※職員アンケート等を反映する。

イ 価格点（配点：20点）

	見積価格	計算方法	点数
1	構築費用(令和7年度)	構築費用＋運用保守費用（5年間）の合計価格点＝20点× （全提案者中の最低見積価格÷当該提案者の見積価格）	20
2	運用保守費用（令和8年4月1日～令和13年3月31日）		
	点数合計		20

12 その他

- （１）提出された書類は返却しない。
- （２）提出された書類は、美咲町情報公開条例（平成 17 年美咲町条例第 14 号）に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害するおそれがある部分等については、非公開とする。
- （３）提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等に係る費用は提案参加者の負担とする。
- （４）参加申込書及び企画提案書等の提出は、1 事業者につき 1 件とする。
- （５）提案参加者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは成立する。
- （６）提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- （７）提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- （８）提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- （９）プレゼンテーション中の質疑応答においてなされた提案も、提案内容とする。
- （10）事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルは中止、延期又は開催方法を変更する。この場合において、本プロポーザルの参加者に対して損害が生ずることがあっても町はその責を負わない。

13 発注担当課

美咲町役場 理財課

〒709-3717

岡山県久米郡美咲町原田 2144 番地 1

TEL:0868-66-1610 FAX:0868-66-2038

E-mail:nyusatu@town.okayama-misaki.lg.jp

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受託者は、町の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、町の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するために町から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10条 町は、受託者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができるものとする。